

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）
がん対策主管課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

全国がん登録における住所異動確認調査への協力について（周知）

平素より、がん対策へのご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

全国がん登録データベースは、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）に基づき整備することとされています。

データベースの整備に当たって、国は、法第9条第1項の規定に基づく届出情報の審査及び整理並びに法第12条の規定に基づく死亡者情報票との照合（以下「審査等」という。）を行うこととされているところ、当該審査等に際し、法第10条第1項及び法第13条第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し、重複する個人を同定する等のため、住民票又は除票の写しの交付を請求する調査（以下「住所異動確認調査」という。）を実施しております。

また、住所異動確認調査は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項又は第15条の4第2項の規定に基づき、都道府県から市町村に対し住民票の写し又は除票の写しの交付を請求することにより行うものです。

これらの権限及び事務は、法第23条第1項第1号の規定に基づき、国から国立研究開発法人国立がん研究センターに委任されているほか、法第24条第1項第1号に基づき、都道府県から都道府県知事が指定する者に委任される場合があります。

各都道府県におかれましては、全国がん登録制度を通じたがん対策の更なる推進に向け、住所異動確認調査の趣旨及び内容について、十分ご了知いただくとともに、別添「全国がん登録事業に係る住所異動確認調査 説明資料」を参考に、住所異動確認調査担当から住民基本台帳担当部局に対して適切に住民票の写しの交付請求が行われるよう、管内市区町村に対し、住所異動確認調査への協力を周知徹底いただくよう、改めてお願い申し上げます。

本取扱については総務省自治行政局住民制度課と協議済みですので、併せて申し添えます。

なお、住所異動確認調査の実施については、国立研究開発法人国立がん研究センターより別途通知させていただきます。

以上

住所異動確認調査について

「住所異動確認調査」の位置づけ（法第10条、第13条）

- ・ 住所異動確認調査は、照合～同定（図1の㊟及び㊿）において、ある患者に対して、主として、同姓同名・同生年月日の候補者がいるものの、住所を含めた他の一致項目がなく、同一人物と判断ができない場合に、追加で住所異動の情報を取得することによって、同一人物判定を補助するもので、法に基づく調査である。
- ・ 都道府県知事は、厚生労働大臣より、法第10条第1項及び法第13条第1項の規定に基づく通知を受け、法第10条第2項及び法第13条第2項の規定に基づき住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項又は第15条の4第2項の規定により住民票の写し又は除票の写し（以下「住民票等の写し」という。）の公布を請求することにより、市区町村に対して調査を行う。
- ・ 都道府県知事は、法第10条第2項及び法第13条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に結果を報告する。

「住所異動確認調査」の対象となる患者の例

- ・ 主として、同姓同名・同生年月日で、診断時の住所が複数県にまたがるもの

新規に入力した症例

A 国がん 太郎 1923/12/08 埼玉県川口市栄町〇-〇-〇

データベースに登録されている候補

B 国がん 太郎 1923/12/08 大阪府大阪市住之江区元住之江〇-〇-〇

→同姓同名・同生年月日の一致のみだと、ルール上同一人物と見なせない。新規症例を入力した都道府県知事は、埼玉県川口市に住民票等の写しの交付を請求し、当該患者の住民票の写しに記載された従前の住所又は除票の写しに記載された転出先の住所を確認した上で、A、Bを同一人物とする判定を行う。

住所異動確認調査の具体的な流れ

- ・ 都道府県がん登録室（都道府県知事から権限及び事務を委任されている）は、封書にて、市区町村に対して、住所異動確認調査票を送付するとともに、住民基本台帳法第12条の2第1項又は第15条の4第2項の規定に基づいて、住民票等の写しの交付を請求する。
- ・ 個人情報を含む書類なので、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第1版改定版」の9. 移送（p.27）を参照すること（https://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/prefecture/index.html）
- ・ 市区町村は、上記請求の対象となっている住民票等の写しを都道府県がん登録室に交付（返送）する。
- ・ 都道府県がん登録室は、住民票等の写しを元に、同一人物判定を行い、その結果を全国がん登録システムの端末に入力する。この時、調査の最中に調査対象患者の情報（氏名、生年月日等）に誤りがあることが判明した場合には、併せてその修正も行う。
- ・ 結果をもって全国がん登録室において同定～作業を完了し、遡り調査を開始する（図1の⑤及び⑥）。

「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第1版改定版」 9. 移送 基本対策

1. 移送の作業責任者と作業担当者を明確にする。
2. 移送先と個人情報を含む資料の種類（形態）に応じて、移送の手続きを記述する。
3. 個人情報を含む資料の移送には、予め都道府県がん登録室の住所と、赤字で「親展」、「取扱注意」が印刷された専用封筒を用いる。
4. 個人情報を含む資料を移送する場合には、追跡サービス付きの手段（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）を利用する。
5. 移送する電子ファイルには、電子届出ファイル（PDF ファイル）の利用等、厚生労働省の定める強固な暗号化方法を採用する。
6. 登録室職員が自ら個人情報を含む資料を持ち運ぶ場合の手続きを記述する。
7. 登録室職員が紙や電子媒体の個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、常に人を付ける。
8. 登録室職員が紙の個人情報を運搬する場合、鞆や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにする。
9. 移送に関する記録の手続きを記述する。
10. 病院等と都道府県を結ぶネットワークとして「医療機関オンライン接続サービス」等、厚生労働省が安全性を確認したものを除き、個人情報を含む資料を、インターネットを介して移送すること（電子メールへの添付など）を禁ずる。その旨、協力機関に周知徹底する。

都道府県がん登録室より送付される調査票の例

印刷日時: 2018/04/18 09:32:35
印刷者ID: 00000009 印刷者名:

住所異動確認調査対象者リスト (27203: 豊中市)

順番号	氏名	カナ氏名	生年月日	性	住所
1	国立 太郎	コクリツ タロウ	1955/05/24	男	大阪府豊中市南桜塚四丁目

調査対象の該当有無に丸を付けて、カナ氏名、氏名、性別、生年月日、住所に変更がある場合、下記に記入してください。

調査対象の該当有無 有 無

カナ氏名 _____ 性別 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名、カナ氏名、生年月日 _____

同一	氏名
1 ☐	国立 太郎
2 ☐	国立 太郎

今回の調査対象となっている患者の情報
⇒ 該当者の住民票等の写しを交付する

手順
【調査対象患者が市区町村において確認できなかった場合】
⇒ 「無」に○をする。

【調査対象患者が市区町村において確認できた場合】
⇒ 調査対象者の住民票等の写しを交付する。
(※「有」には○を付けない。)

都道府県がん登録室作業欄
⇒ 記入・チェック不要

1 / 1

全国がん登録